

事前申請 チェックシート

①介護保険住宅改修費支給及び事前申請確認書発行申請書

☐ 太枠内をすべて記入

※記入不要箇所:個人番号・江東区改修内容・着工日・完成日

！特に記入漏れが多い箇所！

☐ 要介護状態区分(新規申請中の場合、事後申請時に記載)

☐ 認定有効期間

☐ 介護保険改修費用

☐ 住宅の所有者

☐ 申請年月日

☐ 負担割合

☐ 来庁者氏名

☐ 給付制限

☐ (受領委任の場合)登録番号

☐ 申請書(表)と同意書(裏)を両面印刷

②ケアマネジャー作成の理由書(※施工業者の作成禁止)

(P1)☐ 利用者・作成者情報の記載

☐ 現地確認日(本人・CM・施工業者の三者立会い)が申請日の二ヶ月以内

☐ (入院・入所中の場合)退院・退所予定日、本人が一時帰宅して現地確認を行った日の記載

(P2)☐ 改修箇所それぞれについて、困難な状況・改修方針を記載

※例:浴室内に手すりを3本つける場合、1本ずつ内容を記載

③見積書(国指定の様式)

☐ 被保険者の氏名・住所の記載

☐ 会社名・代表者肩書・代表者名の記載

☐ 社印・代表者印の押印

☐ 現地確認日より後に作成されている(日付が現地確認日以降)

④図面(改修前後が分かるように)

☐ 被保険者の氏名・住所の記載

☐ 改修箇所を含むフロア図(階段改修の場合は各階必要)

☐ 既存の手すりの記載

☐ (スロープ・踏み台等の段差解消の場合)立面図に改修前後の高さを記載

⑤工事予定箇所の写真(日付入り)

☐ 工事予定箇所が鮮明に写っている(写真が小さすぎない、ぼやけていない)

☐ (段差解消の場合)現在の段差の高さが分かるよう、メジャーをあてている

☐ (床材変更の場合)床全面が写っている

⑥住宅所有者の承諾書(所有者が本人・配偶者以外の場合必要)

☐ 日付の記入

☐ 押印

☐ (都住・公団の場合)模様替え承諾書等、工事の許可を受けたことが分かる書類の写し(賃借人が本人・配偶者以外の家族等の場合は、「家族所有の住宅」の承諾書も必要です)

※支払い方法に応じて⑦か⑧のどちらかが必要

⑦受領委任払い

→ 受領委任に係る委任状

☐ 日付の記入

☐ 被保険者の押印

☐ 業者の押印(社印・代表者印)

⑧償還払い

→ 支払金口座振替依頼書

☐ 日付の記入

☐ 被保険者の押印

⑨消滅時効について

☐ 住宅改修支給費申請(事後申請)の消滅時効は、被保険者が施工業者に代金を完済した日(領収書)の翌日から起算して2年となりますのでご注意ください。

★裏面の注意事項もお読みください。読んだらチェック→☐

！ 注意事項 ！

	注 意 点	× 対象とならない改修内容
申請にあたって	・本人が入院、入所中でない(やむを得ない事由を除く) ・本人の介護認定の申請状況を確認している ・本人、ケアマネジャー、施工業者の三者で現地確認が行われている ・付帯工事は必要最低限の部分に限り対象 ・住民票上の住所での改修である(老人ホーム等は除く)	・病院、施設から一時帰宅をするための住宅改修 ・新築・増改築(間取りの変更や拡張等) ・老朽化、破損等に伴う工事 ・福祉用具を利用することが前提、または福祉用具を利用するための改修 ・本人の身体状況と関係のない工事(介護者のため・狭いから・本人から希望があったから等の理由での工事) ・改修目的と照らし合わせて改修不要と区が判断した工事
手すり	・手すりの端部が適切に処理されている(ブラケットが壁へ曲げ込まれている) ・玄関ポーチ、庭等への手すりの設置の場合、手すり全体が自宅敷地内に収まっている	・着脱式、跳ね上げ式手すり(原則不可) ・スライドバー付シャワーフック、紙巻器付柵手すり等手すり以外の機能がついている
段差解消	・踏み台設置の場合、段差が均等になっている ・スロープ・踏み台設置の場合、固定されている ・床の嵩上げの場合、嵩上げ範囲が改修目的と照らし合わせて必要最低限である	・床の嵩上げの場合、一箇所の段差を解消することによって、他の部分に新たな段差が生じる ・廊下等の居住空間を拡張するために玄関土間等のスペースを埋める工事
床材の変更	・滑り止め設置の場合、粘着等で固定されているつまづかない厚みの素材を使用している	・固定されていない(床材を敷くだけ) ・同素材への変更(フローリングからフローリングへの変更等) ・ベッドを置くための床材変更 ・下地の腐食、老朽化のための補強・修繕工事
扉の取替え	・レバーハンドルの場合、原則ハンドルの端部を扉側に曲げ込む	・シャワーカーテン、ロールスクリーン ・扉の装飾部分 ・扉の新設
便器の洋式化	・和式便器から洋式便器に変更する場合、区事業の「高齢者住宅設備改修給付(トイレ改修)」の給付申請は検討したか	・暖房機能、洗浄機能等、機能付加に係る工事

改修内容・目的によっては上記以外にも給付対象外と判断することがあります。
また、事後申請時に給付対象外の工事であることが発覚した場合、その部分については給付対象外といたします。

※やむを得ない事由により入院・入所中に事前申請を行う場合

被保険者本人が退院・退所し改修箇所を利用した後に、事後申請をしてください。

また、退院・退所できない等の理由により被保険者本人が改修箇所を利用しなかった場合、該当改修箇所については支給対象外となります。